

答 申 書
(答申第25号)
平成18年8月9日

1 審査会の結論

別紙1に掲げる開示請求に対応する公文書を一部開示及び不存在としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の対象公文書は、別紙1に掲げるとおりである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、このうち①、②、③、⑤、⑥及び⑦については、実施機関が作成していないことを理由として、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき公文書不存在通知(以下「本件不存在処分」という。)を、また、④については、平成17年度発達障害者支援関係者専門研修配布資料(以下「研修資料」という。)を対応する公文書として特定し、条例第10条第1項第1号に規定する非開示情報(以下「1号情報」という。)及び同項第6号に規定する非開示情報(以下「6号情報」という。)が記録されていることを理由として、これに該当する情報を除いて一部開示決定処分(以下「本件一部開示決定処分」という。)を行った。

異議申立人は、本件不存在処分及び本件一部開示決定処分の取消しを求めていることから、その妥当性について判断することとする。

(3) 本件不存在処分について

ア 別紙1①の文書について

(ア) 異議申立人は、実施機関が、発達障害者と確認できた人が現在何人いるかという数値を保有していると主張する。

(イ) 実施機関は、次のとおり説明する。

平成17年4月1日に施行された発達障害者支援法(平成16年法律第167号)においては、「発達障害」を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とし、さらに「発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者」を「発達障害者」と定義している。

現在、発達障害については、療育手帳制度のように、援助措置(福祉制度)の活用を前提として対象者を判定するというような、手続きや機関が定められていない。また、全国的な対象者の実態調査は行われていない。

道においても、発達障害者支援法に基づく対象者を確定できるような、独自の認定や実態調査を行っていないため、発達障害者数は把握できていないことから、該当文書は不存在としたものである。

(ウ) 当審査会としては、発達障害者については、知的障害者の療育手帳制度や精神障害者の精神障害者保健福祉手帳制度などに対応する手帳制度が存在していないこと、また、発達障害者を判定する制度が存在していないことから、実施機関の

発達障害者数を把握できていないとの説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められず、本件不存在処分は妥当であると判断する。

イ 別紙1②の文書について

(ア) 異議申立人は、自閉症を伴う知的障害者に関しては、知的障害判定手続きが示されているので、発達障害者の判定手続きを定めた文書は存在すると主張する。

また、発達障害者支援法上に発達障害は明記されており、それゆえ、発達障害者の一部については、定義がなされていると考えることが出来ると主張する。

(イ) 実施機関は、児童相談所等では、自閉症児・者についても知的障害を有する場合には、知的障害に着目し、障害程度の基準（重度、その他）に基づき、取り扱っており、発達障害に関しては、対象者を判定する制度は存在せず、発達障害に着目した判定手続きはないと説明する。

(ウ) 当審査会としては、上記ア(ウ)と同様の理由により、実施機関の発達障害者の判定手続きはないとの説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められず、本件不存在処分は妥当であると判断する。

ウ 別紙1③の文書について

(ア) 異議申立人は、発達障害の一部については、知的障害者更生相談所が判定機関であると主張する。

(イ) 実施機関は、知的障害者更生相談所は、上記イの(イ)で述べた知的障害に着目した判定を行う機関であり、発達障害者の判定機関とは言えないと説明する。

(ウ) 当審査会としては、上記ア(ウ)と同様の理由により、異議申立人の主張する知的障害者更生相談所については、知的障害者の判定機関であり、発達障害者の判定機関ではないとの実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められず、本件不存在処分は妥当であると判断する。

エ 別紙1⑤の文書について

(ア) 異議申立人は、申請書を保管していることから、文書は存在するので、該当する障害名が記録された文書を特定できると主張する。

(イ) 実施機関は、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付数については、障害に関連する病名に着目した整理はしていないため、対象公文書は存在しないと説明する。

(ウ) 条例第2条第2項は、公文書を、「実施機関が作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。」と定義していることから、実施機関が管理している公文書を開示請求の対象としているものであり、現に作成されていないものについてまで作成を求め、開示する制度とはなっていない。

(エ) 当審査会としては、仮に、別紙1⑤の文書を作成することができるものであっても、現に作成されていない場合には、条例第17条の規定により不存在とされるものであることから、実施機関の障害に関連する病名に着目した整理はしていないため作成していないとの説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められず、本件不存在処分は妥当であると判断する。

オ 別紙1⑥の文書について

(ア) 異議申立人は、児童相談所は自閉症を精神障害でないとしているので、申請方法が記載されなければ、自閉症者が精神障害者保健福祉手帳を申請する機会がない、又は奪われることになるおそれがあるため、行政は、精神障害である自閉症者に対して不利益処分をすることは出来ないとの説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められず、本件不存在処分は妥当であると判断する。

ると主張する。

(イ) 実施機関は、精神障害者保健福祉手帳の申請者向けのパンフレット等を作成していないと説明する。

また、「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」に基づき、手帳の交付を行っているが、自閉症、アスペルガー症候群など、特定の疾病、障害に関して、申請方法を教示する記述はないと説明する。

(ウ) 実施機関は、申請者向けのパンフレット等を作成していないと説明しているため、申請者への説明方法について確認したところ、申請書により口頭で説明しているとのことであった。

(エ) 当審査会としては、当該申請は、精神に関わる問題や悩みの相談の一環として行われることが通常と考えられることから、申請者向けのパンフレット等を作成しておらず、申請書により口頭で説明しているとの実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められず、本件不存在処分は妥当であると判断する。

カ 別紙1⑦の文書について

(ア) 異議申立人は、児童相談所は、自閉症は精神障害ではないと、また精神疾患ではないとしているが、ICD-10は、精神疾患であると説明している、統一した見解を示してほしいと主張する。

(イ) 実施機関は、独自の基準で記載したものはなく、一般的に刊行されている「DSM-IV」及び「ICD-10」の記載に準拠していると説明する。

(ウ) 当審査会としては、自閉症については、国際的なガイドラインとして市販されている「DSM-IV」や「ICD-10」における定義が広く用いられていることから、これらのガイドラインとは別に道独自に自閉症の定義を定める必要はないものとする。

したがって、実施機関の一般的に刊行されている「DSM-IV」及び「ICD-10」の記載に準拠しているとの説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められず、本件不存在処分は妥当であると判断する。

(4) 本件一部開示決定処分について

別紙1④の文書について

ア 異議申立人は、実施機関が、本件対象公文書として研修資料を特定したことは誤りであり、発達障害者の定義をしていないので、文書不存在の処分をすべきである。又は、発達障害の定義をして、一部開示決定をすべきであると主張する。

イ 実施機関は、平成17年度発達障害者支援関係者専門研修(以下「本研修」という。)は、発達障害者支援法に規定される、児童相談所や発達障害者支援センター等の相談支援機関の職員等を対象として開催したものであり、研修資料は対象公文書に該当すると判断し、一部開示したものであると説明する。

ウ 当審査会としては、本研修の目的が、「発達障害者支援法の施行に伴い、市町村における発達障がい者の支援体制の整備が重要であることから、道内の公的相談機関において、発達障がい支援のための診断や判定、相談業務等を担う職員に対して発達障がいについての専門性向上のための研修を行う。」となっていることから、実施機関が、別紙1④の文書に対応する公文書として、研修資料を特定したことは、その内容から判断して妥当なものと認められる。以下、本件一部開示決定処分の妥当性について判断する。

エ 1号情報の該当性について

(ア) 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもの

のうち、通常他人に知られたくないと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

(イ) 実施機関は、研修資料には研修会参加者の氏名が記載されており、このうち社会福祉法人職員（発達障害者支援センター長を除く。）の氏名については、開示することにより、個人のプライバシーが侵害され得るものであり、社会通念上当然他人に知られたくないと認められる情報に該当するものであると主張する。

(ウ) 当審査会としては、社会福祉法人職員の氏名は、特定の個人が直接識別できる情報であり、職員の氏名が明らかになるとその者の勤務先が明らかとなり、一般に、個人の勤務先に関する情報は、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

オ 6号情報の該当性について

(ア) 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等（国、独立行政法人等若しくは地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体）の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

(イ) 実施機関は、研修資料のうち、参加者の活動報告資料の一部である「北海道〇〇児童相談所子育て支援クラブ〇〇クラブ通信」（以下「本通信」という。）については、相談機関職員等限定して活用されているもので、本通信には、〇〇クラブの参加者のメッセージ等が記載されており、内容を開示することは、相談者及び関係機関との信頼関係を損ない、相談機関としての業務の円滑な実施を著しく困難にすると認められるものであるため、非開示としたものであると主張する。

(ウ) 当審査会としては、本通信には、子育てに悩む〇〇クラブ参加者の心情や体験をつづったメッセージ等が記載されており、この内容が開示されると、相談者と児童相談所との信頼関係を損なうことが容易に推測される。

したがって、この情報を開示することにより、当該事業の円滑な実施を著しく困難にすると認められることから、6号情報に該当すると判断する。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、異議申立書において、北海道の児童相談所の自閉症への対応について種々主張するが、本件不存在処分及び本件一部開示決定処分に関連しない主張であるため、いずれも当審査会の結論を左右するものではない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成18年 4 月 27日	○ 諮問書の受理（諮問番号27） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤公文書不存在通知書の写し、⑥異議申立ての概要、⑦理由説明書、⑧対象公文書の写し）の提出
平成18年 4 月 28日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成18年 5 月 22日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成18年 7 月 21日 （第二部会）	○ 審議
平成18年 8 月 4 日 （第13回審査会）	○ 答申案審議
平成18年 8 月 9 日	○ 答申

別紙 1

本件諮問事案に係る開示請求の内容

- ① 発達障害者支援法上の発達障害者の数が記載されている文書
- ② 発達障害者の判定手続きを定めた文書
- ③ 発達障害者の判定をする機関、人を定めた文書
- ④ 北海道が主催した発達障害者を判定する人の為の研修会で配布された資料
- ⑤ 高機能自閉症、アスペルガー症候群の人に対する手帳の交付数が記載された文書
(知的障害、精神障害分)
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳申請方法が記載されている文書（申請者に説明するための
もので、自閉症、アスペルガー症候群に関係する分のみ）
- ⑦ 自閉症の精神疾患の状態について記載した文書